監査委員公表

監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の 規定により次のとおり公表する。

令和3年10月8日

長崎県監査委員 濵本磨毅穂

同砺山和仁同吉村洋

同 坂本 浩

令和 3 年度 長崎県公営企業会計定期監査結果

第1 監査の概要

令和2年度における長崎県公営企業会計(3会計)にかかる財務監査(定期 監査)を、長崎県監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

(1) 監査の対象

令和 2 年度 長崎県交通事業会計

令和2年度 長崎県港湾整備事業会計

令和 2 年度 長崎県流域下水道事業会計

(2) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査した。

第2 監査の結果

1 総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると 認められた。

しかしながら、次表のとおり是正・改善及び留意を要する事項が認められるので、より適正な執行を図られたい。

なお、軽易な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

令和3年度長崎県公営企業会計定期監査結果

(単位:件)

区分	交 通 事 業 会 計	港湾整備事業会計	流域下水道事業会計	計
指摘事項	3	1	0	4
指導事項	3	2	0	5
意 見	1	3	2	6
計	7	6	2	15

監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

法令、条例又は通達等に違反しているもの 機関の意思決定が適切になされていないもの 収入確保に適切な措置を要するもの

予算を目的外に支出しているもの

不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの

経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの

前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていない もの

その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意 見

執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの

県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

2 指摘事項及び意見

(1) 交通事業会計(交通局)

今回の監査において、入札・契約事務の不備、台帳類の突合漏れ、減価 償却年数の誤りなど、基本的な事務処理の誤りが散見されたので、適正な 財務会計の事務処理を徹底する必要がある。

指摘事項

ア 破産更生債権等について

回収に注意を要する破産更生債権等について、分類基準の運用を見直 し、既存の破産更生債権等の債務者にかかる新規発生分は6か月の経過 期間を待たず直ちに破産更生債権等として計上することとした結果、当 年度末の破産更生債権等の額は61,052千円となり、前年度末に比べて 632千円増加している。

今後とも各債務者の状況を充分把握するとともに、法的措置も視野に入れ、関係法令の確認及び具体的方策の検討を行いながら、確実な回収に努めること。

イ 入札事務について

一般事務用パソコンの入札公告について、局内掲示板に掲載した調達 台数と、ホームページに掲載した調達台数が異なっている。

適正な入札事務を行うこと。

ウ 契約事務について

業務用DVDソフトレンタルに係る契約について、変更契約書は保存されているが、当初契約書が保存されておらず、変更後の内容を反映し

た契約書を改めて作成し、当事者双方が当該契約書に押印している。

変更契約書は、当初契約書を前提に作成されていることから、当初契約書を適正に保管すること。

意 見

ア 経営状況について

令和2年度の経営成績は、総収益が41億2,437万円で、総費用は47億2,778万円、純損失は6億341万円となっており、前年度に比べ3億3,285万円悪化している。

主な要因は、営業費用が人件費や軽油費の減などにより減少したものの、それ以上に営業収益が新型コロナウイルス感染症の影響などにより減少したことによるものである。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響や少子高齢化による人口減少など、交通事業を取り巻く厳しい経営環境の継続が懸念されることから、関係機関等からの補てん対策の検討や資産の有効活用等、あらゆる方面からの収支改善に努めるとともに、必要に応じて経営計画の見直しを行いながら、経営改善に努める必要がある。

(2) 港湾整備事業会計(長崎港湾漁港事務所)

指摘事項

ア 照明灯撤去工事について

長崎港小江地区整備工事(照明灯撤去工)については、工場を建設する県有地購入企業が周囲を塀で囲う際に照明灯が支障となるため、照明灯の撤去及び分電盤の移設を実施するとしたものであるが、県が費用を負担して施工する理由が記録上明確でない。

起工及び負担理由を十分に検討のうえ、その過程を書類に残す必要がある。

意 見

ア 経営状況について

令和2年度の経営成績は、総収益が1億6,174万円、総費用が2億8,569万円で、純損失は1億2,394万円となり、その主な要因は、土地売却収益等の営業収益4,394万円に対し、維持工事費等の一般管理費2億945万円が上回ったことによるものである。

当会計は令和2年度末で閉鎖されたが、長崎県港湾整備事業財産管理 基金等へ資産等が引き継がれているので、今後とも関係部局等とより一 層の連携を図りながら、積極的に土地売却を推進し、収入の増加に努め る必要がある。

また、費用面においても、収支状況を勘案しながら、維持工事費など

一般管理費の計画的な執行に努める必要がある。

イ 土地売却について

当会計における分譲用の造成土地の売却実績は、当年度においては 1件、1,479㎡であり、前年度より14,144㎡減少しており、令和2年度の 売却目標(20,000㎡)を達成していない。

この結果、令和 2 年度末の長期貸付土地を除く未売却地はまだ17.0ha あり、そのほとんどは福田神ノ島地区に残っている。

未売却地である工業団地の売却促進の取組としては、福田神ノ島地区において、販売単価の見直しや分割分譲の実施、土壌汚染対策に要する費用を補助する制度の周知などにより売却条件の向上を図っている。このほか、引き合いがあった企業との継続的な情報交換、県や長崎市の企業誘致所管部局と連携しながらの営業活動などを行いながら売却促進に努めているところであるが、当年度の売却実績は、1件、1,479㎡にとどまっている。

当会計から引き継がれた長崎県港湾整備事業財産管理基金においても、関係部局等とより一層の連携を図りながら、さらなる売却促進に注力する必要がある。

ウ 非売却地の移管について

会計閉鎖に向けた取り組みのうち非売却地の移管推進業務については、「会計閉鎖対策検討会議」において非売却地を長崎市(以下「市」という。)へ移管できるもの、県内部へ移管するもの、隣接の民間への売却等を行っていくものなど5区分に分類したうえで、市への移管や隣接者への売却等の交渉を行っている。

当年度の実績は、隣接者へ22件1,117.63㎡の売却、市等へ7件1,338.57㎡の移管を行っている。

さらに、法面の一部について市から移管の内諾を受け、境界杭の設置等の条件整備を進めるなど、非売却地の移管や売却に取り組んでいるところであるが、当年度末で61.0haが残っており、今後も維持管理費が必要となることから、費用対効果を勘案しながら、さらなる移管推進に取り組む必要がある。

(3) 流域下水道事業会計(水環境対策課・県央振興局)

意 見

ア 経営状況について

令和2年度の経営成績は、総収益が12億4,587万円、総費用が11億2,155万円、純利益は1億2,433万円となっている。

当会計の営業損益は、減価償却費等の影響により営業費用が営業収益を上回っていることから営業損失が6億2,838万円となっているが、経常

損益は長期前受金戻入等により1億1,049万円の利益となっている。

今後、当会計が安定的に事業を行っていくためには、中長期的な視野に立った計画的な経営に取り組む必要があるが、当会計が公表している収支計画(平成30年度~令和9年度)は、地方公営企業法適用前の特別会計時のままであり、減価償却費等が計上されていない。

速やかに収支計画を企業会計ベースに改訂し、将来にわたる安定的な 経営ができるよう努める必要がある。

イ 大村湾南部流域下水道事業の進捗状況等について

大村湾南部流域下水道事業は、令和12年度を最終目標とした事業計画に基づき、終末処理場及び幹線管渠を整備しており、平成11年度末の一部供用開始以降、順次処理区域が拡大している。

令和2年度末において、処理面積でみた進捗率は68.6%、処理人口でみた進捗率は89.5%、当終末処理場に係る1日最大処理能力に対して1日平均汚水処理量が占める割合は60.3%となっており、事業計画の目標が達成できるよう、関係市の取り組みも含めた事業計画なども検討し、計画的な事業執行に取り組む必要がある。

一方、処理水質に関しては、平成27年3月に策定した「大村湾流域別下水道整備総合計画」において終末処理場での窒素及びリンの計画処理水質を定め、既存施設の高度処理化に向けた建設改良事業を行っている。

当面、全6系列のうち3系列の高度処理化工事を令和4年度までに行い、その効果等を確認した後、残工事に着手することとしているので、今後の事業実施に当たっては、それまでの高度処理化工事による効果の検証を適宜行う必要がある。

3 指導事項

(単位:件)

項目	交通事業会計	港湾整備事業会計	流域下水道事業会計	計
財産管理関係	0	0	0	0
事務処理関係	0	1	0	1
会計処理関係	3	1	0	4
計	3	2	0	5

(別 紙)

令和3年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監 査 対 象 機 関	予備監査年月日	委員監査年月日	監査委員氏名
交 通 局 (長崎県交通事業会計)	令和3年5月25日 ~ 令和3年5月26日	令和3年7月14日	濵本磨殺穂砺山和仁吉村洋坂本浩
長 崎 港 湾 漁 港 事 務 所 (長崎県港湾整備事業会計)	令和3年5月20日	令和3年7月14日	濵 本 磨殺穂 砺 山 和 仁 吉 村 洋 坂 本 浩
水 環 境 対 策 課 県 央 振 興 局 (長崎県流域下水道事業会計)	令和3年5月18日 ~ 令和3年5月19日	令和3年7月14日	濵本磨毅穂砺山和仁吉村洋坂本浩